

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地誘導（第五条―第十六条）

第三章 地域貢献活動（第十七条―第二十二條）

第四章 宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会（第二十三条―第二十七條）

第五章 雑則（第二十八條・第二十九條）

附則

藩政時代から続く由緒ある仙台七夕まつりに代表されるみやぎの伝統文化は、その多くが「まち」である中心市街地を舞台とし、そこに暮らす様々な人々によって支えられ、今日まで伝えられてきた。「まち」は単なる住居や商業施設等の集まりではなく、人々が集い、心が触れ合う場であり、それ自体が地域の特性を表す文化の一つの形態でさえあった。

しかしながら、自動車交通の発達、都市機能の拡散、大規模な集客施設の郊外立地等により中心市街地の空洞化が進み、「まち」が衰退しつつある。さらに、地球的規模の環境問題の顕在化、少子高齢化の進展といった社会経済情勢の急速な変化への対応も喫緊の課題である。

今こそ、政策の改革が必要である。環境への負荷が少なく、人に優しく、にぎわいのある「まちづくり」を推進するための第一歩として、何よりも人々の集う施設を「まち」に誘導するとともに、人々の集う施設を設置し

ている者による「まちづくり」活動を促進することが重要である。

ここに、市町村の区域を超えた広域的な見地による特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導、地域貢献活動の促進等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、コンパクトで活力あるまちづくりを推進する上で特定大規模集客施設の立地場所及び地域貢献活動が特に重要であることにかんがみ、市町村の区域を超えた広域的な見地による特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導、地域貢献活動の促進等に関し必要な事項を定めることにより、活力ある地域経済の発展を図り、及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 コンパクトで活力あるまちづくり 地域の特性、伝統及び文化を生かし、地域の生活環境の保持に配慮しつつ、特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導並びに道路、上下水道その他の公共施設の有効活用及び適切な配置誘導をすることにより環境への負荷が少なく、暮らしやすく、及びにぎわいのある地域社会を構築することをいう。

- 二 集客施設 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で規則で定めるものに供する建築物をいう。

- 三 特定大規模集客施設 集客施設（一の集客施設として規則で定めるものを含む。）であって、集客施設の

用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。以下同じ。）の床面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号の規定により算定された床面積をいう。以下同じ。）の合計が一万平方米を超えるもの又は集客施設の店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第一項の店舗面積をいう。以下同じ。）の合計が六千平方メートルを超えるものをいう。

四 地域貢献活動 コンパクトで活力あるまちづくりの推進に寄与する活動で、集客施設を設置している者（国及び地方公共団体を除く。以下「集客施設の設置者」という。）が、当該集客施設が所在する地域において行うものをいう。

五 立地誘導地域 次のいずれかに該当する地域又は区域をいう。

イ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の近隣商業地域及び商業地域。ただし、特定大規模集客施設が立地することによりその市町村におけるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域として、市町村の長の申請に基づいて知事が指定した地域（以下「立地誘導除外地域」という。）を除く。

ロ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域又は同法第六十五条第一項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域

ハ 特定大規模集客施設が立地することによりコンパクトで活力あるまちづくりを促進すると認められる地域として、市町村の長の申請に基づいて知事が指定した地域その他規則で定める地域

六 土地利用関係計画 次に掲げるものをいう。

イ 市町村が定めるその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（当該基本構想を具体化するための総合的な計画を含む。）のうち土地利用に関する部分

ロ 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第七条第一項の都道府県計画、同法第八条第一項の市町村計画又は同法第九条第一項の土地利用基本計画

ハ 都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針又は同法第十八条の二第一項の基本方針

ニ 中心市街地の活性化に関する法律第九条第十四項の認定基本計画

ホ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項又は同法第九条第一項の農業振興地域整備計画

ヘ その他土地利用に関する計画で規則で定めるもの

七 立地市町村 第六条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の所在地の属する市町村をいう。

八 隣接市町村 立地市町村に隣接する市町村をいう。

九 新設届出者 第六条第一項の規定による届出をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）をいう。

十 変更届出者 第八条第一項の規定による届出をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）をいう。

十一 新設届出者等 新設届出者又は変更届出者をいう。

（平二三条例一一四・平二六条例五五・一部改正）

(県の責務)

第三条 県は、コンパクトで活力あるまちづくりを推進するため、市町村との緊密な連携を図りつつ、市町村の区域を超えた広域的な見地により特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地を誘導し、及び地域貢献活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(基本方針)

第四条 知事は、市町村の区域を超えた広域的な見地からコンパクトで活力あるまちづくりを推進するため、特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向

二 特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導に関する施策についての基本的な事項

三 地域貢献活動の指針となるべき事項

3 知事は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地誘導

(市町村の長の申請に基づく立地誘導地域等の指定手続等)

第五条 市町村の長は、第二条第五号イただし書又は同号ハの申請をしようとするときは、申請書に規則で定め

る事項を記載した書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

2 知事は、第二条第五号イただし書又は同号ハの指定をしようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会及び関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第二条第五号イただし書又は同号ハの指定をしたときは、その旨を公告するとともに、その旨を当該指定に係る市町村の長及び前項の関係する市町村の長に通知しなければならない。

4 知事は、第二条第五号イただし書又は同号ハの指定をしないこととしたときは、その旨を第一項の規定による申請をした市町村の長及び第二項の関係する市町村の長に通知しなければならない。

5 第二条第五号イただし書又は同号ハの指定は、第三項の規定による公告によってその効力を生ずる。

6 前各項の規定は、第二条第五号イただし書又は同号ハの指定の変更又は解除について準用する。
(特定大規模集客施設の新設に関する届出等)

第六条 特定大規模集客施設の new (建築物の床面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定大規模集客施設となる場合及び建築物の店舗面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部を小売業(大規模小売店舗立地法第二条第一項の小売業をいう。)を行うための店舗の用に供することにより特定大規模集客施設となる場合を含む。以下同じ。)をする者(集客施設以外の用に供し又は供させるためその建築物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、集客施設の用に供し又は供させるためその建築物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 特定大規模集客施設の名称

- 二 特定大規模集客施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 三 特定大規模集客施設の新設をしようとする土地（以下「新設予定地」という。）の所在地及びその敷地（特定大規模集客施設及びこれに附属する規則で定める施設の敷地をいう。以下同じ。）の面積
 - 四 特定大規模集客施設の用途
 - 五 特定大規模集客施設の用途に供する部分の床面積の合計
 - 六 特定大規模集客施設の店舗面積の合計
 - 七 特定大規模集客施設の新設予定地の用途地域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域をいう。）
 - 八 特定大規模集客施設の新設予定地において行われることとなる土地の区画形質の変更に着手しようとする日及び特定大規模集客施設の新設に係る建築物の新築、改築若しくは増築又は集客施設への用途の変更に係る工事に着手しようとする日
 - 九 特定大規模集客施設の営業を開始しようとする日
 - 十 特定大規模集客施設の一日、一月又は一年当たりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域（当該特定大規模集客施設を利用すると見込まれる者の居住する区域をいう。以下同じ。）並びにそれらの算出根拠
 - 十一 特定大規模集客施設の新設予定地を選定した理由
 - 十二 その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- 一 前項の規定による届出の内容と基本方針及び県の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由
 - 二 前項の規定による届出の内容と立地市町村の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由
 - 三 前項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の新設が、集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）における土地利用関係計画の推進に及ぼす影響についての見解及びその理由
 - 四 前項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の新設予定地の周辺における公共交通機関の状況及び当該特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況
 - 五 第十八条第一項に規定する地域貢献活動計画の概要
 - 六 その他規則で定める事項
- 3 第一項の規定による届出は、特定大規模集客施設の新設について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分規則で定めるもの（以下「建築確認等」という。）を要することとされているときは、当該建築確認等に係る申請、届出その他の手続に先立って行うよう努めなければならない。
 - 4 知事は、第一項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を当該届出に係る立地市町村の長及び隣接市町村の長に通知するとともに、当該届出及び第二項の書類の写しを送付しなければならない。
 - 5 知事は、第一項の規定による届出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該届出の概要、当該届出のあった年月日及び縦覧場所を公告し、当該届出及び第二項の書類を当該公告の日の翌日から起算して四月間縦覧に供しなければならない。
 - 6 特定大規模集客施設について、当該特定大規模集客施設の営業を開始した日における床面積又は店舗面積を

超えて当該特定大規模集客施設の用途に供する部分の床面積又は店舗面積を増加させる場合（規則で定める場合を除く。）は、当該床面積又は店舗面積の増加を特定大規模集客施設の新設とみなす。

（適用除外）

第七条 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- 一 特定大規模集客施設の新設予定地が立地誘導地域内にあるとき。
- 二 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業の施行に伴い特定大規模集客施設を新設するとき。
- 三 国又は地方公共団体が特定大規模集客施設を新設するとき。
- 四 立地誘導除外地域が指定された際既に当該指定に係る地域内にある土地を新設予定地として建築確認等に係る申請、届出その他の手続が行われている特定大規模集客施設を新設するとき。

（変更の届出）

第八条 第六条第一項の規定による届出があった特定大規模集客施設について、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日までの間に、当該届出に係る同項第五号又は第六号に掲げる事項の変更をしようとするときは、新設届出者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第六条第一項の規定による届出があった特定大規模集客施設について、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日までの間に、当該届出に係る同項第一号から第十号までに掲げる事項の変更（同項第五号又は第六号に掲げる事項の変更にあつては、前項ただし書の規則で定める軽微な変更に限る。）があつたときは、新設届

出者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 第一項の規定による届出の内容と基本方針及び県の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由

二 第一項の規定による届出の内容と立地市町村の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由

三 第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の床面積又は店舗面積の変更が、集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）における土地利用関係計画の推進に及ぼす影響についての見解及びその理由

四 その他規則で定める事項

4 知事は、第一項の規定による届出があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該届出の概要、当該届出のあつた年月日及び縦覧場所を公告し、当該届出及び第三項の書類を当該公告の日の翌日から起算して四月間縦覧に供しなければならない。

5 第六条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項中「特定大規模集客施設の新設」とあるのは、「第八条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の変更」と読み替えるものとする。

（中止の届出）

第九条 新設届出者は、当該届出に係る特定大規模集客施設の新設をしないこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。変更届出者が当該届出に係る変更をしない

こととしたときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときには、立地市町村の長及び隣接市町村の長に通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(説明会の開催等)

第十条 新設届出者等は、規則で定めるところにより、第六条第五項又は第八条第四項の公告の日の翌日から起算して二月を経過する日までの間に、立地市町村及び知事が指定する市町村の区域内において、第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出及び第六条第二項又は第八条第三項の書類の内容を周知させるための説明会(以下単に「説明会」という。)を開催しなければならない。

2 新設届出者等は、説明会を開催する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを当該説明会を開催する日の二週間前までに周知しなければならない。

3 新設届出者等は、説明会を開催する日時及び場所を定めようとするときは、当該説明会の開催場所の所在する市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 新設届出者等は、第二項の規定による周知をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に通知しなければならない。

5 新設届出者等は、説明会の終了後、遅滞なく、規則で定めるところにより、知事に対し、当該説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての新設届出者等の見解を報告しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。
(市町村の長等の意見等)

第十一条 知事は、第六条第五項又は第八条第四項の規定による公告をしたときは、当該公告の日の翌日から起算して四月以内に、規則で定めるところにより、立地市町村の長及び隣接市町村の長から当該公告に係る届出の内容について、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由を聴かなければならない。

2 第六条第五項又は第八条第四項の規定による公告があつたときは、立地市町村及び隣接市町村以外の市町村の長並びに立地市町村の住民等（住民、事業者及び商工関係団体、特定非営利活動法人その他民間の団体を含む。以下同じ。）及び立地市町村以外の市町村の住民等は、当該公告の日から四月以内に、規則で定めるところにより、知事に対し、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由を述べることができる。

3 前二項の意見は、立地市町村の長及び立地市町村の住民等にあつては、次に掲げる事項をそれぞれ勘案したものでなければならない。

- 一 第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の内容と基本方針及び県の土地利用関係計画との適合
- 二 第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の内容と立地市町村の土地利用関係計画との適合
- 三 第六条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の新設予定地の周辺又は第八条第一項の規定による届出に係る変更後の特定大規模集客施設の周辺における公共交通機関の状況及び当該特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況

四 第六条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の新設又は第八条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の変更に伴って予測される新たな社会資本の整備の必要性

五 第六条第二項第五号の地域貢献活動計画の概要に記載された地域貢献活動の内容及び立地市町村のコンパクトで活力あるまちづくりの推進に当該地域貢献活動が寄与する程度

4 第一項及び第二項の意見は、立地市町村以外の市町村の長及び立地市町村以外の市町村の住民等にあつては、次に掲げる事項をそれぞれ勘案したものでなければならない。

一 第六条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の新設又は第八条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の変更が、意見を述べようとする市町村の長が統轄する市町村又は意見を述べようとする住民等が居住若しくは所在する市町村における土地利用関係計画の実施に著しい支障を及ぼすおそれの有無及びその内容

二 第六条第二項第五号の地域貢献活動計画の概要に記載された地域貢献活動の内容及び意見を述べようとする長が統轄する市町村又は意見を述べようとする住民等が居住若しくは所在する市町村におけるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に当該地域貢献活動が寄与する程度

三 前項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項

5 知事は、第一項の規定により聴取した意見及び第二項の規定により述べられた意見を新設届出者等に通知するものとする。

6 知事は、規則で定めるところにより、第一項の規定により聴取した意見及び第二項の規定により述べられた意見の概要を公告し、これらの意見を当該公告の日の翌日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。
(知事の意見等)

第十二条 知事は、第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の日の翌日から起算して六月以内に、前条

第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見に配慮し、並びに基本方針並びに県、立地市町村及び隣接市町村の土地利用関係計画を勘案しつつ、新設届出者等に対し、届出の内容についてコンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見を有する場合には当該意見及びその理由を述べるものとし、意見を有しないときにはその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により意見を述べようとするとき、又は意見を有しない旨を通知しようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第一項の規定により意見を述べたときは、当該意見の概要を立地市町村の長、隣接市町村の長及び前条第二項の規定により意見を述べた市町村の長に通知するとともに、速やかに、規則で定めるところにより、当該意見の概要を公告し、当該意見を当該公告の日の翌日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

4 知事は、第一項の規定により意見を有しない旨を通知したときは、その旨を立地市町村の長、隣接市町村の長及び前条第二項の規定により意見を述べた市町村の長に通知するとともに、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

5 新設届出者等は、第一項の規定により知事からの意見が述べられたときには、規則で定めるところにより、当該意見についての見解及びその理由を知事に報告しなければならない。

6 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該報告の概要を公告するとともに、当該報告を当該公告の日の翌日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

(知事の勧告等)

第十三条 知事は、前条第五項の規定による報告の内容が、同条第一項の規定により知事が述べた意見を適正に

反映しておらず、かつ、当該報告に係る特定大規模集客施設の新設又は変更がコンパクトで活力あるまちづくりの推進に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該報告を受けた日の翌日から起算して二月以内に、理由を付して、新設届出者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第一項の規定による勧告をしたときは、当該勧告の内容を立地市町村の長、隣接市町村の長及び第十一条第二項の規定により意見を述べた市町村の長に通知するとともに、速やかに、規則で定めるところにより、当該勧告の内容を公告し、当該勧告の内容を当該公告の日の翌日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

4 知事は、第一項の規定による勧告をしないこととしたときは、その旨を新設届出者等、立地市町村の長、隣接市町村の長及び第十一条第二項の規定により意見を述べた市町村の長に通知するとともに、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

5 第一項の規定による勧告を受けた新設届出者等は、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該勧告についての対応及びその理由を知事に報告しなければならない。

6 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該報告の概要を公告するとともに、当該報告を当該公告の日の翌日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

(着手制限)

第十四条 新設届出者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日以後でなければ、第六条第一項の規定による届出に係る工事（土地の区画形質の変更及び建築物の新築、改築若しくは増築又は集客施設への用途の変更に係る工事をいう。以下同じ。）又は第八条第一項の規定による届出に係る事項に係る部分の工事に自ら着手し又はその工事の請負人に着手させてはならない。

一 第十二条第一項の規定により知事が意見を有しない旨を通知したとき 当該通知の日

二 第十二条第一項の規定により知事が意見を述べたときであつて、前条第一項の規定により知事が勧告したとき 当該勧告の日

三 第十二条第一項の規定により知事が意見を述べたときであつて、前条第四項の規定により知事が勧告をしない旨を通知したとき 当該通知の日

2 知事は、新設届出者等が前項の規定に違反して同項の工事に着手したときは、当該新設届出者等に対し、当該工事の中止を勧告することができる。

3 知事は、第六条第一項又は第八条第一項の規定により届出をしない者が、その届出をしないで、特定大規模集客施設の新設又は変更に係る工事に自ら着手し又はその工事の請負人に着手させたことを知ったときは、直ちに、当該届出をしなければならない者に対しその工事の中止を勧告するとともに、期限を定めて、第六条第一項又は第八条第一項の規定により届け出るべきものとされている事項を知事に届け出るべき旨を命じなければならぬ。

（公表）

第十五条 知事は、第十三条第一項又は前条第二項若しくは第三項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由

がなく、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前条第三項の規定により届出を命ぜられた者が正当な理由なく届出をせず、又は新設届出者等が第六条第一項若しくは第八条第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前二項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、第一項の規定による勧告を受けた者又は第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(営業開始の報告)

第十六条 新設届出者等は、当該届出に係る特定大規模集客施設の営業を開始したときは、知事に対し、遅滞なく、その旨を報告しなければならない。

第三章 地域貢献活動

(集客施設の設置者による地域貢献活動の実施)

第十七条 集客施設の設置者は、地域貢献活動の実施に努めるとともに、その実施状況を、当該集客施設の公衆の見やすい場所への掲示、インターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めるものとする。

(地域貢献活動計画)

第十八条 特定大規模集客施設を設置している者（国及び地方公共団体を除く。）は、規則で定めるところにより、三事業年度ごとに、三事業年度を一期とする地域貢献活動の実施に関する計画（以下「地域貢献活動計画」という。）を、その期間が開始する日までに作成し、知事に提出しなければならない。ただし、新設する場合

における最初の地域貢献活動計画にあつては、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日の属する事業年度から当該事業年度の翌々事業年度までの期間を一期とする地域貢献活動計画を、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日までに作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による地域貢献活動計画の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、当該地域貢献活動計画の内容を公表するものとする。

(地域貢献活動計画の作成に当たって配慮する事項)

第十九条 新設届出者等は、地域貢献活動計画の作成に当たっては、第十条第一項の規定により開催した説明会において述べられた意見及び第十一条第五項の規定により通知された内容に配慮するものとする。

(地域貢献活動計画の変更)

第二十条 第十八条第一項の規定により地域貢献活動計画を提出した者は、当該地域貢献活動計画を変更しようとするときは、速やかに、規則で定めるところにより、変更後の地域貢献活動計画を作成し、知事に提出しなければならない。

2 第十八条第二項及び前条の規定は、前項の規定による地域貢献活動計画の変更について準用する。

(実施状況の報告)

第二十一条 第十八条第一項の規定により地域貢献活動計画を提出した者は、規則で定めるところにより、毎事業年度（特定大規模集客施設を新設する者にあつては、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日の属する事業年度を除く。）、前事業年度における地域貢献活動の実施状況について知事に報告しなければならない。ただし、当該特定大規模集客施設が特定大規模集客施設でなくなったときは、この限りでない。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、規則で定めるところにより、当該報告の内容を公表するものとする。
(市町村が制定する条例との関係)

第二十二條 市町村が特定大規模集客施設を設置している者の地域貢献活動に関して制定する条例の規定が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認める場合には、当該市町村の区域内における特定大規模集客施設の設置については、第十八条から第二十一条までの規定は適用しない。ただし、当該特定大規模集客施設の敷地が当該市町村以外の区域にわたる場合においては、この限りでない。

第四章 宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会 (審議会の設置等)

第二十三條 知事の諮問に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地による特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関し調査審議するため、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、この条例の実施に関し知事に意見を述べることができる。
(組織等)

第二十四條 審議会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し優れた識見を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と

する。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第二十五条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二十六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可多数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する事項)

第二十七条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第五章 雑則

(報告の徴収)

第二十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、新設届出者等に対して、特定大規模集客施設の新設又は変更その他必要な事項についての報告を求めることができる。

(委任)

第二十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一章、第五条、第四章及び第二十九条並びに附則第七項の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に特定大規模集客施設の新設について建築確認等に係る申請、届出その他の手続が行われている当該特定大規模集客施設（以下「許可手続中施設」という。）の新設については、第六条第一項の規定は、適用しない。

3 許可手続中施設について、当該特定大規模集客施設の営業を開始した日における床面積又は店舗面積を超えて当該特定大規模集客施設の用途に供する部分の床面積又は店舗面積を増加させる場合（規則で定める場合を除く。）は、当該床面積又は店舗面積の増加を特定大規模集客施設の新設とみなす。

4 この条例の施行の際現に存する特定大規模集客施設に対する第六条第六項の規定の適用については、「当該特定大規模集客施設の営業を開始した日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

5 この条例の施行の際現に特定大規模集客施設を設置している者が地域貢献活動計画を提出する場合については、第十八条第一項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して三月を経過した日に特定大規模集客施設を新設し、営業を開始するものとみなして、同項ただし書の規定を適用する。

6 この条例の施行の際現に特定大規模集客施設を設置している者が地域貢献活動計画の実施状況について報告する場合における第二十一条の規定の適用については、同条第一項中「特定大規模集客施設の新設をする者に

あつては、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日の属する事業年度を除く。」とあるのは、「条例の施行の日から起算して三月を経過した日の属する事業年度を除く。」とする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

7 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成二三年条例第一一四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年条例第五五号)

この条例は、公布の日又は中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十号)の施行の日(平成二十六年七月三日)のいずれか遅い日から施行する。